

関係各位

「対日理解促進交流プログラム「JENESYS2017」」（韓国派遣分）
日本青少年訪韓団の派遣地域募集について

平成 29 年 4 月
公益財団法人 日韓文化交流基金

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、当基金の事業に対しご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

当基金は、平成元年度より外務省からの委託事業として、韓国との間の青少年交流を行なっております。

平成 29 年度は、日本政府の推進する「対日理解促進交流プログラム「JENESYS2017」」として下記派遣事業を実施する予定のところ、ご案内しますとともに、本内容の周知と募集につき、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

第 1 団（高校生 70 名）：10 月 22 日（日）～10 月 28 日（土）

第 2 団（中学生 30 名）：10 月 22 日（日）～10 月 28 日（土）

第 3 団（高校生 70 名）：11 月 5 日（日）～11 月 11 日（土）

第 4 団（中学生 30 名）：11 月 5 日（日）～11 月 11 日（土）

詳細は別紙をご覧ください。

以上

【この内容についての照会先】

公益財団法人 日韓文化交流基金
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-21-2
電話：03-6261-6790 FAX：03-6261-6780
担当：田島、鈴木、清水、木村
student_exchange@jkcf.or.jp

「対日理解促進交流プログラム「JENESYS2017」」

日本青少年訪韓団 派遣地域募集要項

【1】概要

事業趣旨	<p>「対日理解促進交流プログラム」は、日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、対外発信力を有し、かつ将来、各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する事業です。人的交流を通じ、我が国の政治、経済、社会、文化、歴史等の理解促進を図るとともに、日本の魅力等を積極的に発信してもらうことで、日本への持続的な関心の増進に寄与することを目的としています。本事業のアジア大洋州地域を対象とした事業は「JENESYS2017」です。</p> <p>本件事業は、日本の魅力等を積極的に発信する本事業の趣旨に加え、強い発信力が期待される高校生等の派遣事業を通じて、学校訪問等での学生同士の交流と韓国の伝統文化や社会に接する機会を通じた相互理解の増進を目的としています。</p>
実施体制	<p>日韓文化交流基金は外務省が推進している「対日理解促進交流プログラム」などの日韓間の交流事業を実施している公益財団法人で、韓国教育部所管の韓国国立国際教育院と共同で本事業を実施しています。</p>
団毎の人数及び実施時期	<p>第1団（高校生 70 名）：10 月 22 日（日）～10 月 28 日（土） 第2団（中学生 30 名）：10 月 22 日（日）～10 月 28 日（土） 第3団（高校生 70 名）：11 月 5 日（日）～11 月 11 日（土） 第4団（中学生 30 名）：11 月 5 日（日）～11 月 11 日（土） <u>第1団と第2団、第3団と第4団は同時期に実施し、訪韓中、一部日程が重なる可能性もありますが、基本的に別団体として実施されます。</u></p>

応募の要件

1. 応募の単位

(1) 応募の単位は原則として、都道府県もしくは市町村単位とします。

2. 団の構成及び構成方法

(1) 各団の構成は以下の通りです。

区分	団員	団長	引率 教員	養護 教員	基金 職員	計
中学生	26	1	1	1	1	30
高校生	65	1	2	1	1	70

(2) 団の構成方法

例 1) 同一都道府県内の複数校にて構成（各校数名ずつの参加）

例 2) 同一市町村内の複数校にて構成（各校数名ずつの参加）

(3) 団を構成する際、公立・私立・国立大学法人附属学校等の混成も可とします。

(4) 団長、引率教員、養護教員、団員の選抜は派遣地域の「事務局」（後述）をお願いいたします。

(5) 引率人数を減らし、その分団員数を増やすことは認めません。

(6) 引率・団員の男女比には偏りのないようにご調整をお願いいたします。

(7) 派遣地域において養護教員の手配が困難な場合は、ツアーナースを基金が手配することを検討いたします。

3. 派遣地域「事務局」（以下、「事務局」と表記）について

(1) 派遣地域決定後の具体的な準備は、都道府県や市町村の教育委員会、私学担当部署や教育事務所などの、特定の 1 か所を「事務局」とし、進めることを条件とします。どの部署を「事務局」とするかについては、派遣地域で定めて頂きますようお願いいたします。

(2) 派遣地域決定後、「事務局」には当基金との連携の他、派遣地域「事務局」としての取りまとめ業務を担って頂きます（P4、1. 実施機関及び業務内容参照）。なお「事務局」を経ずに当基金より直接参加校、参加団員に連絡をすることはいたしかねます。出張等の業務のため、「事務局」担当者が事務所を頻繁に不在される場合は、必ず代理の方でのご対応等、ご調整をお願いいたします。

4. 応募に際して

(1) ご応募の際には必ずしも団員 65 名（高校生）、26 名（中学生）が決定していなくても構いませんが、派遣地決定後は定員を下回らないようご調整をお願いいたします（団員のほか各団団長 1 名・高校生団員

	<p>率教員 2 名・中学生団引率教員 1 名・各団養護教員 1 名の参加が見込める場合のみご応募をお願いします。</p> <p>(2) 多くの学校から構成される事を優先します。なお私立学校や国立大学法人附属学校等の場合、他校との連携が難しい場合は、単独での申し込みは妨げませんが、単独校での応募は優先度が下がることがありますので予めご了承ください。</p>
選考基準	<p>次の点を考慮のうえ、派遣地域を選定します。</p> <p>(1) 交流への熱意</p> <p>(2) 学習会の計画</p> <p>(3) 団員の選抜方法や、日本の魅力についての発表内容の構成と方法について</p> <p>(4) 訪韓中及び帰国後の団員及び「事務局」によるインターネットツールを用いた情報発信の計画</p> <p>(5) 帰国後の「交流経験発信」についての構想</p> <p>(6) 参加校数及び団員定数の度合い</p> <p>(7) 団員の男女比率</p> <p>(8) 過去の実績（派遣実績の均等化をはかるよう調整することがあります）</p>
提出書類及び提出先	<p>(1) 参加希望調書（ワードファイル）を次の URL からダウンロードしてください。</p> <p>http://www.jkcf.or.jp/youth/2017seishounen_chosho/</p> <p>調書をご作成後、郵送、FAX、メール添付いずれかの方法でご提出ください。調書を受け付けましたら受領の旨を連絡いたします。調書送付から 1 週間過ぎても当基金から連絡がない場合はお問い合わせください。</p> <p>(2) 提出先</p> <p>公益財団法人 日韓文化交流基金 〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-21-2 ユニゾ水道橋ビル5階 電話：03-6261-6790 FAX：03-6261-6780 student_exchange@jkcf.or.jp 担当：田島、鈴木、清水、木村</p>
締め切り	<p><u>応募される場合は、平成 29 年 6 月 30 日（金）までにご提出ください。</u> <u>希望がなければ「参加希望調書」の提出は不要です。</u></p>
結果通知時期	<p>参加希望調書を提出した都道府県及び市町村の「事務局」に対し、7 月初旬を目途に結果を文書にてお知らせします。</p>

	なお市町村単位で応募をしてきた場合は、採用の可否に関わらず当該都道府県機関にも結果をお伝えします。
--	---

【2】詳細内容

1. 実施機関及び業務内容

機関名	業務内容
日韓文化交流基金 (日本側主催団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国側機関との連携 ・「事務局」との連携 ・旅行代理店との連携
韓国教育部国際教育院 (韓国側主催団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・当基金との連携 ・委託先(教育機関)の選定 <ul style="list-style-type: none"> ┌ 計画・日程の立案及び手配 └ 日程全般の運営及び同行 ・訪問校の選定
「事務局」 (教育委員会や都道府 県の行政窓口等)	<ul style="list-style-type: none"> ・当基金との連携 ・「事務局」としての取りまとめ業務 例) 訪韓団実施準備に伴う業務 参加者(生徒・団長・引率教員・養護教員)の募集及び選定 参加者の個人情報収集及び名簿作成等の事務作業 参加校及び参加者(必要な場合は保護者含む)への連絡 説明会実施や学習会実施に必要な業務 派遣地域から出入国空港までの交通手段の調整 訪韓団終了後のフォローアップ
旅行代理店	<ul style="list-style-type: none"> ・日韓間の往復航空券の手配 ・海外旅行保険の取り扱い

2. 内容

韓国滞在中の日程編成及びそれに伴う手配等は、本件の韓国側機関が担います。今年度の日程は調整中です。

(日程の例)

	内容
1日目	到着(ソウルまたは釜山)
2日目	機関訪問、文化体験活動、市内見学
3日目	学校訪問
4日目	機関訪問
5日目	文化体験活動、文化・歴史施設見学
6日目	文化・歴史施設見学、感想報告会
7日目	出発(ソウルまたは釜山)

高校生は3日目の高校訪問終了後から翌朝までの1泊ホームステイを予定しています。訪問高校及びホームステイ先は2か所に分かれる場合があります。

3. 時期

(1) 当該地域から韓国への渡航便の運航状況に応じ、若干の日程調整を行いますが、それ以外の理由での日程変更は原則不可とします。

	出発日	帰国日	対象者
第1団	10月22日(日)	10月28日(土)	高校生
第2団	10月22日(日)	10月28日(土)	中学生
第3団	11月5日(日)	11月11日(土)	高校生
第4団	11月5日(日)	11月11日(土)	中学生

4. 訪韓団の構成、団員の参加資格、ほか条件

(1) 各団の構成

	中学生	高校生	
団長	1名	1名	・団長、引率教員、養護教員、団員（高校生団 69名、中学生団 29名）は「事務局」や学校にて人選と派遣をお願いします。団長、引率教員、養護教員、団員とも可能な範囲で男女の比率が偏らないよう配慮をお願いします。
引率教員	1名	2名	
団員	26名	65名	
養護教員*	1名	1名	
基金職員	1名	1名	
合計	30名	70	韓国滞在中は韓国側事務局・通訳数名が同行します。

*派遣地域において養護教員の手配が困難な場合は、ツアーナースを基金が手配することを検討します。なおツアーナースは日本から同行する看護師資格を持った人を想定しています。

(2) 団長・引率教員・養護教員の参加資格及び役割

(ア) 日本国籍あるいは日本の永住権を持つこと。

(外国籍所持者については参加決定の前に、在留カード等の永住権を証明するものについて提出を求める予定)。

(イ) 当該地域の教育委員会や行政機関、中学校または高等学校の教職員。

(ウ) 韓国滞在中、生徒指導を行うこと。

(エ) 団員が訪問学校で行う発表の指導を行うこと。

(オ) 団長には訪問先の学校や機関での歓迎セレモニー等で挨拶をして頂きます。

(カ) 団長・引率教員・養護教員も同性だけに偏らないようご配慮をお願いします。

(3) 団員の参加資格

(ア) 日本国籍あるいは日本の永住権を持つこと。

(外国籍所持者については参加決定の前に、在留カード等の永住権を証明するものについて提出を求める予定)。

(イ) 当該地域の中学校または高等学校に在籍する生徒であること。

(ウ) 団員は団毎に中学生・高校生のいずれかで統一すること。

(エ) 高校生の場合は参加時点で18歳以下であること。

(オ) 原則として、韓国に渡航経験がないこと（選抜にあたっては渡航歴の少ない人を優先すること）。

(カ) 政府事業に参加することを十分に理解し、日本及び派遣地域を代表するという自覚を持って現地での学校訪問を含むすべての日程において積極的に参加する意志があること。

(キ) 日本の魅力について強い対外発信をする意欲があること、もしくは期待できること。日本の社会、歴史、文化等の分野（音楽、芸術、伝統文化、先端技術、食文化等）での魅力を韓国の学校等で発信して頂きます。

- (ク)選抜にあたり英語力や韓国語の言語能力を有する者を優先すること。
- (ケ)規律ある団体行動ができること。
- (コ)韓国渡航及び滞在に支障をきたすような疾患、ならびに極度の乗り物酔いがないこと（韓国内は長距離バス移動になるため）。また持病・アレルギー等健康状態に不安がある場合は事前に専門医等に相談し、アドバイスを受けること。なお内容によっては韓国側機関と協議が必要ですので、参加可否につき後日相談させていただきます。

(4) その他条件

- (ア)学校等訪問の際、訪問校生徒を対象に団員による日本の魅力について20分程度の発表を行うこと（例：派遣地域の芸術や伝統文化をアピールする内容をプレゼンテーションや実演でグループ別に発表する）。
- (イ)訪韓中及び帰国後に、団員及び「事務局」はSNS、ブログ等インターネットツールを用いた情報発信*を行うこと。
*交流の経験、日本について何を伝えたか、日韓の比較、継続的な日本の魅力の発信等
後日、発信内容を「事務局」でまとめて基金にご報告頂きます。なお発信内容を含め、訪韓日程、団員の感想、写真等は後日、外務省に報告し、外務省HP及び基金HPで公開する予定です。
- (ウ)帰国前の報告会にてアクションプランの発表を行うこと。帰国後、事務局に実施状況の報告をしていただきます。
(アクションプランについては別紙を参照)
- (エ)団員が帰国後に派遣元となる学校又は公共の場において報告会を行うこと、経験談及び写真等で構成したポスターを校内の掲示板に掲載すること等によって経験を共有すること（例：授業、集会での報告発表。参加者全員による公開報告会）。なお発表内容及び参加者数、発信を受けた人数を後日ご報告頂きます。
- (オ)地元新聞紙や広報誌等への掲載、学校行事等を通じた草の根レベルでの情報発信等を行うこと。
- (カ)後述するアンケート（8. 参照）への協力を頂くこと。

5. 経費負担について

- (1)参加者（団長・引率教員・養護教員・団員）にかかる以下の経費については、主催団体にて負担します（但し、当基金が定めた人数の範囲に限ります）。
 - ①日韓文化交流基金負担分
 - (ア)日韓間往復の航空運賃（空港諸税、燃油特別付加運賃、航空保険特別料金等を含む。）
 - (イ)事前説明会及び学習会の会場借料（可能な限り公共施設等割安な施設とし、詳細は「事務局」と相談の上、決定することとする。手配についての説明は後述。）

(ウ)以下の補償による海外旅行保険掛け金。

傷害死亡・後遺障害	3,000万円
傷害治療費用	1,000万円
疾病治療費用	1,000万円
救援者費用	300万円
賠償責任	3,000万円

②韓国国立国際教育院負担分

韓国における滞在費（交通費、食費、宿泊費、視察にかかる入場料の類。但し、宿泊費は室料と税金、サービス料のみ。）

(2) 主催団体にて負担できないもの

(ア)参加者の旅券申請に必要な費用

(イ)ビザ申請の費用(外国籍所持者で韓国入国の際にビザが必要な場合)

(ウ)派遣地域から出発空港までの往復交通費

(エ)いわゆる「おこづかい」の類

(オ)訪韓前日及び帰国日に日本国内で宿泊が必要な場合の費用

(カ)日本国内での食費

(キ)団長、引率教員、養護教員の出張手当の類

(ク)訪問校と韓国側実施団体にお礼として準備する記念品代

記念品購入費用として参加者から現金を徴収される場合は、物品の購入、支払、現金管理等の一切を当該「事務局」にて担って頂きます。

(ケ)学校訪問での交流学生へのプレゼント、ホームステイ（高校生のみ）家庭への手土産の類

(コ)滞在中、参加者の個人的な事情により帰国便を変更する場合の変更手数料や新たに購入する場合の航空券代、韓国国内の帰国空港までの交通費、延泊宿泊代等。

(サ)韓国滞在中、パスポートや在留カード紛失時の臨時・再発行に伴う費用（写真代・申請費等）。

（過去に参加者がパスポートを紛失したことがありますので、パスポートの管理には格別の注意喚起をお願いします。もし紛失された場合は、紛失者本人による紛失届けの提出や、日本大使館・領事館での手続きが必要になります。その際、訪韓団一行とは別行動になり、「事務局」側引率教員の方に同行をお願いすることがありますので予めご了承ください。なお外国籍の方の場合は該当国の大使館・領事館への手続きが必要で、場合によっては手続きに日数がかかる可能性があります。）

(シ)団員選定の際に発生しうる費用

(ス)このほか「5. 経費負担について(1)」に定めのないもの（事前に申し合わせたものは除く）。

6. 事前説明会について

- (1) 事業の趣旨及び日程内容の説明、注意事項の伝達、渡航に関する準備として、事前説明会を実施します。
- (2) 「事務局」と基金の共催とし、原則として出発30日前を目安に開催します。開催日は「事務局」と当基金で協議の上、決定します。
- (3) 訪韓団に参加する者全員が出席するものとし、団員は保護者同伴を原則とします(団長、引率教員、養護教員、基金職員、旅行代理店職員も参加)。
- (4) 所要時間は休憩を含み3時間程度を想定しています。会場の手配及び当日の司会については、「事務局」にて担って頂きますよう、お願いします。
- (5) 会場は、プロジェクター、スクリーンの設置が可能な会場の選定をお願いします。当基金からは「パワーポイント」を用いて説明を行う予定です。
- (6) 事前説明会で発生する会場費は、一定の範囲内で負担が可能です。

7. 学習会について

- (1) 韓国訪問までの間に事前の準備及び学習効果向上を目的とした学習会を、可能な限り開催して頂きますようお願いいたします(例:韓国語学習、韓国事情についての学習等)。
- (2) 実施の判断及び実施の際の会場手配は「事務局」に一任します。
- (3) 学習会で発生する会場費は、一定の範囲内で負担が可能です。

8. 団員の提出物、ほか事後のアンケートについて

(それぞれの書式は後日基金より配布します)

- (1) 「アンケート」(4種類を予定)を訪韓中に実施します。
- (2) 事業終了3か月後、意識の変化等を尋ねる目的のアンケートのとりまとめをお願いします。

9. 個人情報の扱いに関して

- (1) この事業実施に必要な個人情報については、公益財団法人日韓文化交流基金の「個人情報の保護に関する方針(プライバシー・ポリシー)」に則り管理します。
- (2) 次の目的にて、入手する情報を利用したり、関係先と共有することがあります。
 - ① 旅行手配に必要な範囲で、旅行代理店及び韓国側機関と情報を共有する(健康管理上、必要な情報もこれに含まれます)。
 - ② 学校訪問準備のため、韓国側機関及び訪問校と共有する。
 - ③ 前述(8.参照)の団員への「アンケート」実施及びその集計結果を外務省と共有する。
- (3) 当基金は訪韓中に、事業の記録や広報のため、活動の様子を写真撮影し、次の範囲で用いる予定です。
 - ① 当基金のウェブサイトや広報物(印刷媒体)で、「対日理解促進交流プログラム」

について広報する。

②外務省が「対日理解促進交流プログラム」について広報する。

10. その他

- (1) 利用する国内の空港は、原則としてソウルまたは釜山への就航便があり、派遣地域に最も近い空港を利用するものとします。
- (2) 主催側が認めるやむを得ない事情（韓国を含む国際情勢・自然災害・疾病等）を除き、個人的理由で訪韓団参加をキャンセルする場合は、団長、引率・養護教員を含む参加者には航空費、宿泊費、交通費等のキャンセル料の負担をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

日本青少年訪韓団 応募から派遣決定・実施までの流れ

応募から事業終了後のアンケート実施までの主な流れと、派遣を希望する地域「事務局」（教育委員会や行政機関の担当部署の単位）にお願いしたいことについて以下にまとめました。ご参考にして頂けると幸いです。

応募	<p>都道府県もしくは市町村単位でのご応募をお願いします</p> <p><例></p> <p>① 公立・私立学校含め、都道府県内で広く参加者を募り、訪韓団を構成予定 － 都道府県教委〇〇課より調書の提出</p> <p>② 都道府県下の特定の市町村が、地域内で参加者を募り訪韓団を構成予定 － 市町村教委〇〇課より調書の提出</p>
派遣決定後	<p>以降、基金との間の連絡窓口及び意見調整業務をお願いします</p> <p><例></p> <p>① 都道府県内で、公立・私立校含め広く参加者を募り、訪韓団を構成予定 － 都道府県教委〇〇課を窓口として進める</p> <p>② 都道府県下の特定の市町村が、地域内で参加者を募り訪韓団を構成予定 － 当該市町村教委〇〇課を窓口として進める</p>
（決定後できるだけ早い時期）	<p>出発便については、基金担当者から提示し、調整させていただきます</p> <p>基金関係者との打ち合わせ（基金担当者が派遣地を訪問し実施） （関係者あいさつ、以降の流れ・業務分担の確認）</p> <p>参加者の募集（選考、団員決定及びその通知、ほか必要に応じた基金⇄参加者の連絡仲介、及びこれに付随する書類の配布・回収等）</p>
訪韓 30 日前（目安）	<p>事前説明会の開催</p> <p>（開催日・会場の設定について基金と調整、会場の確保、参加者への周知、当日の司会進行／内容をご相談の上、決定）</p>
～ 訪韓直前まで	<p>基金との間で必要な連絡調整を行う （基金⇄参加者の連絡仲介、「旅のしおり」印刷前の内容確認ほか）</p> <p>参加校、参加者及び保護者へしおりの配布</p> <p>参加者へホームステイホストファミリー紹介書の配布（高校生団のみ）</p> <p>「学習会」の実施（任意）（開催日・会場の設定・確保、参加者への周知、講師の手配、当日の司会進行）</p>
韓国訪問中	必要に応じ、訪韓団（団長・引率・基金職員）と連絡をとりつつ状況把握
韓国訪問後	<p>団員及び「事務局」の情報発信状況の報告</p> <p>報告会の実施及び基金への内容報告</p> <p>団員のアクションプランの実施状況の報告</p>
3ヶ月後	<p>「3ヶ月後アンケート」の実施</p> <p>中学生は参加者へ様式配布・提出指示 ⇒ 回収後、基金へ送付</p> <p>高校生はメールを使用して基金が直接実施する予定です</p>

過去の青少年派遣実績

日本青少年訪韓団は平成 12 年より開始。平成 27 年度から日本政府の推進する「対日理解促進交流プログラム JENESYS」として実施。

(これまでの実績)

年度	派遣地域・種別	人数 (生徒・引率)
平成 12 年度	滋賀県高校生	105
	福岡市・北九州市中学生	120
平成 13 年度	佐賀県高校生	98
	大阪府高校生	104
	鳥取県中学生	107
平成 14 年度	富山県中学生	105
	青森県高校生	102
	京都府高校生	104
平成 15 年度	福井県中学生	105
	山形県高校生	100
	秋田県高校生	105
平成 16 年度	香川県中学生	105
	北海道高校生	103
	奈良県高校生	105
平成 17 年度	和歌山県中学生	104
	新潟県高校生	105
	三重県中学生	55
平成 18 年度	千葉県中学生	53
	愛知県高校生	53
	神奈川県高校生	53
	岐阜県中学生	53
平成 19 年度	千葉県中学生	51
	和歌山県高校生	55
	神奈川県高校生	53
	岐阜県中学生	53
平成 20 年度	青森県中学生	53
	群馬県高校生	53
	茨城県高校生	53
	和歌山県中学生	50
平成 21 年度	新潟県中学生	53
	宮城県高校生	53

	大阪府高校生	52
平成 22 年度	三重県中学生	55
	茨城県中学生	55
	山梨県高校生	53
	神奈川県高校生	52
平成 23 年度	新潟県中学生	53
	三重県中学生	54
	長崎県高校生	53
	東京都高校生	53
平成 24 年度	宮城県中学生	51
	福島県いわき市中学生	48
	宮城県高校生	49
	岩手県高校生	53
平成 25 年度	福島県いわき市中学生	50
	大阪府枚方市中学生	50
	兵庫県高校生	50
	長野県高校生	50
平成 26 年度	徳島県吉野川市中学生	50
	福島県いわき市中学生	50
	岩手県高校生	50
	群馬県高校生	50
平成 27 年度	福島県いわき市中学生	50
	佐賀県中学生	50
	沖縄県高校生	50
	千葉県高校生	50
平成 28 年度	徳島県中学生	50
	岐阜県中学生	50
	佐賀県高校生	50
	兵庫県高校生	49

(了)